

## 令和8年度 糸満市放課後児童クラブDX推進実証実験業務委託事業 仕様書

### 1. 事業名

令和8年度 糸満市放課後児童クラブDX推進実証実験業務委託事業

### 2. 目的

本事業は、児童クラブにおける主に行政提出書類（配置状況・出欠報告等）の作成および入所申請のオンライン化等、クラブ業務のDXを推進することで、クラブ・市双方の事務負担軽減と住民サービスの向上を図る効果的な実証実験事業を目的とする。

### 3. 対象施設、機器台数

対象施設、機器台数については以下のとおり。

- ・学童クラブ施設数：21クラブ（25支援単位）
- ・機器台数：25台

NO	施設名	支援数	タブレット等
1	いずみ児童クラブ	1	1台
2	親田原児童クラブ	1	1台
3	すぎの子児童クラブ	1	1台
4	浜川児童クラブ	1	1台
5	西川児童クラブ	1	1台
6	にしぎき学童クラブ	1	1台
7	ピノキオ児童クラブ	1	1台
8	はなかご児童クラブ	1	1台
9	よいこのいえ学童クラブ	2	2台
10	よつば児童クラブ	1	1台
11	糸満市真壁児童クラブ	1	1台
12	ことり児童クラブ	1	1台
13	ちくば学童クラブ	2	2台
14	こめす児童クラブ	2	2台
15	はなはな児童クラブ	1	1台
16	あいわ児童クラブ	1	1台
17	かねぐすく児童クラブ	1	1台
18	糸満市兼城児童クラブ	1	1台
19	あはごん学童テラス	1	1台

20	学童教室系満・キャンパス	1	1台
21	系満市潮平児童クラブ	2	2台

#### 4. 履行期間

##### (1) システム導入・構築期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※国の補助金採択状況および交付範囲に基づき、期間を変更する場合がある。

##### (2) システム稼働期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※令和9年度以降、ベンダーは児童クラブとの直接契約に移行する。

以下システム運用フロー

令和9年度・・・児童クラブ自走によるシステム運用

令和9年度末・・・R10、11年度システム利用の意向調査を行う。

意向調査は全児童クラブに実施し、運用継続の可否を判断する。

運用継続の可否については、本調査結果をもって採決し、その結果は原則として全児童クラブに適用されるものとする。

以降2か年度ごとに同様の意向調査を実施し、契約更新を判断する予定。

#### 5. 業務内容等

##### (1) 基本方針

本業務は、以下の方針に基づき、導入業務等を行うこと。

ア 利用児童の安全確保、保護者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減に寄与するシステムであること。

イ 個人情報保護等、セキュリティ体制が整備されていること。

ウ 職員、保護者とも容易に操作が可能であること。

エ 稼働から長期間、安定した利用が可能であること。

オ 市や放課後児童クラブ及び、保護者からの問合せに対してのサポート体制が整備されていること。

##### (2) システム及び機器の導入

ア 必要なアカウントの作成、及び導入に係る初期設定

イ 運用テスト及び不具合の修正

ウ システム導入に伴う調達端末機器等（仕様）

本業務の運用に供する端末一式は、児童クラブの現場における操作性および堅牢性を確保するため、以下の基準を満たすものを選定・提案すること。なお、特定のメーカーに限定するものではないが、円滑な業務遂行を妨げない品質を担保す

ること。

項目	必須仕様・要件
OS	Android または iPadOS (システムの安定稼働およびセキュリティアップデートが保証されていること)
画面 サイズ	10 インチ以上 (視認性が高く、誤操作を防ぐための十分な表示領域を有すること)
カメラ 機能	オートフォーカス機能付きカメラ搭載 (QR コードの読み取りを迅速かつ正確に行える性能を有すること)
品質保 証	国内での保守・サポート体制が確立されていること (故障時の迅速な代替機対応や、長期安定稼働に耐えうる信頼性の高いメーカー製であること)
通信環 境	クラブ内の利用環境に応じ、Wi-Fi モデルまたは LTE (SIM フリー/キャリア) モデルのいずれか最適なものを提案すること。
端末	タブレット、耐衝撃ケース
台数	25 台

※タブレットは、市の所有物となる。

エ 読取用アカウント/管理用アカウントの使用は、以下の機器の利用を想定すること、

端末名	使用アカウント	使用者	端末	要件
読取用	読取用 管理画面用	児童クラブ職員、児童	タブレッ ト (調達 端末)	ブラウザ: Google Chrome または Safari
管理用	管理画面用	児童クラブ職員、管 理者	既存PC	ブラウザ: Google Chrome、 Edge、Safari
行政管理用	管理者	こども未来課	既存PC	ブラウザ Edge、Firefox (仮想デスクトップによる画面 転送方式で利用)

### (3) 研修・稼働支援

ア 稼働開始までに、管理者および放課後児童クラブ職員に対する操作・運用研修を行うこと。

イ 操作運用マニュアルを作成し、提供すること。

ウ 操作方法を説明した動画を提供すること。

エ 運用方針に合わせて、段階的な機能拡張ができること。

オ 新たに機能を拡張する場合は、システム内にガイダンス (内容・操作方法) を表示する等、円滑な利用支援を行うこと。

カ 研修の日程及び時間帯は、本市と協議し実施すること。

キ システム導入及び運用を開始するにあたり、各施設における設定作業を適宜行うこと。

ク 契約後、速やかにシステム導入に向けた協議を実施すること。

システム導入に向けた協議では、運用開始までの詳細なスケジュール及び初期設定内容を提案し、導入及び運用支援の担当者を設け、本市の承諾を得ること。

また、担当者は地方公共団体への本システム担当経験を有すること。

#### (4) 管理運用及び保守

ア 導入機器については、運用期間中の保守を行うこと。なお、保守の対象となるものは調達するタブレットとする。また、定義としては以下のとおりとする。

- ・機器故障時、原因調査や復旧支援などのサポートを行うこと。
- ・機器故障が判明した際、速やかに代替機の発送を行うこと。
- ・通常使用における不具合を対象としたメーカー保証（１年間）をつけること。

なお、落下や水濡れ、薬品の付着などによる故障の場合は保証対象外とすることはできるが、実証実験の効果検証に影響が生じないよう対応すること。

イ 受託者は、各施設の読取用端末の読み取り状況を確認することができ、非常時には情報を収集解析し、状況に応じた適切な対応を行うこと。

ウ 24時間365日サービス提供が可能であること。ただし、システムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前に本市と協議し、通知やお知らせを行うこと。

エ 児童クラブ、保護者及び本市へのサポートデスクは電子メール等による問い合わせとし、24時間365日受付すること。

オ 施設職員からの問合せ窓口を設け、平日の9時から17時30分の間で稼働すること。

カ 本システム設備の増設や移設等が必要な場合は、柔軟に対応すること。

キ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図るASPサービスの形態で提供すること。また、当該クラウドサービスに対し一般的に行われるシステム機能の強化（改修・追加等）については、追加の費用なく提供すること。

#### (5) 主体的な事業運営と効果の検証

ア 事業理解と体制構築：国の「放課後児童クラブ利用手続き等に係るDX推進実証事業」の趣旨・要件を精査、熟知の上、本業務の遂行に反映させること。

イ 本業務の実施にあたっては、本市と緊密な連携を図りつつ、DX推進コンソーシアムの編成等、事業の完遂にむけて主体的に企画・運営を行うものとする。

ウ 現場要望への対応：業務実施にあたっては、各児童クラブのニーズを丁寧に汲み取り、事業効果の最大化を図ることとし、各児童クラブからの個別要望に対しては、可能な限り運用や機能へ反映させるよう努めるものとする。

エ 効果の可視化：市と協議の上、本業務の導入前後における比較分析を行い、業務

効率化や利便性向上に関する成果を定量・定性の両面から可視化すること。

例：【定量指標】申請・承認作業に要する時間の削減数（職員・保護者別）、ペーパーレス化の進捗率（印刷・郵送の削減量）、オンライン申請率等。

【定性指標】保護者および現場職員へのアンケート調査による満足度、操作の容易性、心理的負担の軽減度等。

(6) 独自提案（付加的なサービス）

本事業目的達成のため、放課後児童クラブの質の向上等、特色ある新たな提案がなされているか。

## 6. 機能要件

本システムにおいて要求する機能要件は、様式8「機能要件調査票」を参照すること。

- (1) 施設等において利用する機能は、インターネット回線で利用できること。
- (2) 本システムは、インターネット回線で本システムの利用に支障が生じないように安定した通信の利用ができること。
- (3) インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。

## 7. 機器要件等

- (1) 児童が入退室時刻を打刻するカードには、二次元コードと氏名が印字されていること。  
また、入退室カードは管理画面から容易に印刷ができること。
- (2) 読取用端末や入退室カードには、個人情報は一切記録されない仕組みとなっていること。
- (3) 入退室カードの読み取りは、本業務で調達する読み取り用端末に内蔵しているカメラ等で行うものとする。
- (4) 納品物の納品場所、納品時期等については、市と協議の上、決定すること。

## 8. システム構成・セキュリティ要件

- (1) サービスはクラウドサービスで提供すること。
- (2) アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。
- (3) コンピューターウイルス等悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対策により、適切に業務を行うこと。
- (4) 担当施設に応じた閲覧・操作権限の設定等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。
- (5) 特定の権限を持った管理者権限のアカウントにより、施設をまたいだ総合的な管理ができること。
- (6) 保護者は、各施設が認めた利用者以外は利用不可とし、利用者であっても、所属する

施設で取り扱う情報及び自身の子どもの情報以外の閲覧、利用ができないようにすること。

- (7) 読取用端末及びブラウザとサーバ間のアクセスに関しては、SSL/TLS で通信が暗号化されていること。
- (8) 高可用性を備えたシステム構成および運用がされていること。本システムは、日本国内のクラウドデータセンターにおいて、物理的・論理的セキュリティ対策が講じられた環境で運用すること。
  - a. クラウド基盤の利用：Amazon Web Services (AWS) 等のパブリッククラウド上で提供すること。
  - b. 国内拠点と可用性：日本国内のデータセンターを利用し、冗長化構成等により高い可用性を確保すること。
  - c. セキュリティ認証：クラウド事業者は、ISO/IEC 27001、SOC1、SOC2 等の国際的なセキュリティ認証を取得していること。
- (9) 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- (10) 障害が発生した場合には、速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- (11) 利用端末の OS やブラウザ等のバージョンアップに随時対応し、システムが利用可能な状態を維持すること。
- (12) システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的実施すること。システム保守等のための運用停止時間が必要な場合は、前もって公開すること。
- (13) 各バージョンアップやメンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

## 9. 支払方法

支払方法については、本市と受託者で協議して決定するものとする。

## 10. 留意事項

- (1) 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備えるべき事項については、完備しているものとする。
- (2) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への漏えい等が起こることのないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複製及び第三者への提供はしないこと。
- (4) システムの運用開始日から起算して一年以内に、導入された本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者において無償で修復等の作業を行うこと。

#### 1 1. 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間終了後及び解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。
- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

#### 1 2. 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、市の承諾を得て、本業務の一部を再委託したときは、本仕様書に定める事項を再委託先に遵守させなければならない。

#### 1 3. 個人情報の取扱いの委託に関する検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報が適正に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本委託契約の規定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認することができるものとする。検査実施方法については別途委託者から通知するものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対して、上記（1）の検査を行うことができるものとする。なお、委託者が受託者を通じて検査を行うこととしたときは、受託者は検査結果について委託者に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

#### 1 4. 法令等の遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書(様式5)を提出し、誠実に業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令

- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 糸満市契約規則（昭和55年糸満市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 糸満市暴力団排除条例（平成23年糸満市条例第18号）及び糸満市暴力団排除措置要綱（平成25年告示第106号）
- (7) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

#### 15. 業務引継方法

- (1) 受託者は、契約期間中において業務に従事する者に異動が生じた場合は、受託者の責任において遅滞なく業務の引き継ぎを完成させること。
- (2) 受託者は、契約期間が満了又は受託業務が中断した場合は、遅滞なく委託者又は委託者の指定する者に必要事項の業務引継ぎを完了すること。

#### 16. 契約に係る留意事項

##### (1) 契約期間および契約形態

本業務の契約期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。ただし、国の補助金採択状況および交付範囲に基づき、期間は協議のうえ定めるものとする。なお、令和9年4月1日以降の本システム利用料については、本業務の受託者と各児童クラブが直接契約を締結するものとする。

##### (2) 契約内容の承継と協議

前項に基づき各児童クラブと締結する契約については、原則として本仕様書と同等以上の条件を維持すること。契約内容、保守水準、利用料金等の主要な事項を変更しようとする場合は、事前に市と協議を行い、承認を得なければならない。

##### (3) 運用継続の判断（意向調査）

令和10年度以降の運用継続については、市内全クラブへの利用意向調査の結果に基づき、市が一律での継続または終了を判断するものとする。また、継続と判断された場合においても、以降2年ごとに同様の意向調査を行い、利用状況や費用対効果を検証した上で、運用の可否を決定するものとする。受託者は、市が実施する調査および評価に対し、必要な情報提供（利用実績データ等）の協力を行うこと。

#### 17. その他特記事項

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ定めるものとする。